

令和元年度法務省行政事業レビュー 公開プロセス対象事業選定の概要等について

1 公開プロセス対象事業選定の考え方

資料1のとおり

2 公開プロセス対象候補事業

資料2のとおり

3 実施者

法務省選任の外部有識者3名及び内閣官房行政改革推進本部事務局選任の外部有識者3名

4 実施方法・実施時期（予定）

(1) 公開プロセス事前勉強会等

① 事前勉強会（開催日：5月下旬又は6月上旬を予定）

公開プロセス当日の限られた時間の中で、有意義な議論を行い、一定の結論を出すためには、事前に論点を限定（最大3つ程度）し、明確化するとともに、その論点が外部有識者間で十分に共有されている必要があることから、事前勉強会において、対象事業に係る論点の案を外部有識者に提示し、必要に応じて、外部有識者の問題意識やコメントを踏まえて修正し確定する。

② 現地ヒアリング（開催日：5月下旬又は6月上旬を予定）

上記の事前勉強会のほか、必要に応じて現地視察を行い、事業の理解を深める。

(2) 公開プロセス（開催日：6月21日（金））

（インターネットによる公開）

各外部有識者は、公開プロセスにおいて、事業所管部局に対し各事業に係る意見等を発言

5 実施結果

各事業所管部局は、外部有識者による点検結果を踏まえ、事業の検証・改善を行い、翌年度の予算要求や予算執行等に的確に反映

平成 25 年 4 月 2 日策定
平成 26 年 3 月 14 日改正
平成 27 年 3 月 31 日改正
平成 28 年 3 月 29 日改正
平成 29 年 3 月 28 日改正
平成 30 年 3 月 28 日改正
平成 31 年 3 月 29 日改正
行政改革推進会議

行政事業レビュー実施要領（抜粋）

第 2 部 事業の点検等

2 外部有識者による点検

(2) 外部有識者会合

- ① 各府省は、(1) で選任した外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）」を設置する。また、公開プロセス対象事業の選定に係る外部有識者会合の開催に当たっては、事務局が選定した公開プロセスに参加する外部有識者を加えた上で開催するものとする。

3 公開プロセス（各府省による公開事業点検）の実施

(1) 対象事業の選定

- ① チームは、2の(3)の外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するもののほか、事務局が、公開プロセスの候補事業に追加すべきと判断したものから公開プロセス対象事業を選定することとする。

その際、客観性を向上させ、公開点検が望ましいと判断されるものが国民の視点で選定されることが重要であることから、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、チームが幅広い候補事業を外部有識者会合に示し、外部有識者の理解を得て絞り込みを行うこととする。

また、外部有識者への候補事業の提示に当たっては、政策評価書等を活用して、所管事業全体の中で対象事業の位置づけを明示するとともに、その対象事業の中から候補事業を選定した理由、候補事業の問題点を的確にとらえた論点案を具体的に提示するものとする。

ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数も可)
オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

- ② 公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。
- ③ 公開プロセス対象事業について、全体として予算規模が少額のものに偏ることのないよう、バランスに配慮した選定を行うものとする。また、公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。ただし、複数の1億円未満の事業を一括りにして、その総額が1億円を超える場合や、1億円を超える事業の数が限られている府省において、公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断される事業がある場合などは、この限りではない。
- ④ 各府省は、公開プロセス対象事業の数を当該府省の外部有識者による点検の対象事業数の多寡等を踏まえて判断する。また、公開プロセスの実施期間はおおむね1～2日程度を目途に、事業数に応じて設定するものとする。なお、レビューの対象事業数が少なく、かつ、①の基準に該当する事業がないと考える府省は、公開プロセスの取扱いについて、事業単位を整理する段階で、事務局に事前に協議を行うものとする。
- ⑤ 公開プロセスに参加する外部有識者は、各府省が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省のホームページにおいて公表するものとする。
- ⑥ 公開プロセスに参加する外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間(土日、祝日を除く。)設けることとする。
- ⑦ 事務局は、各府省が選定した公開プロセス対象事業のほかに、又はその一部若しくは全部に替えて、上記に照らし、例えば、過去に公開プロセスの対象となった事業や行政改革推進会議において指摘のあった事業など、公開プロセスの対象に追加すべき事業があると判断する場合、各府省に対し、対象事業を追加させることができる。

令和元年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

(単位:百万円)

府省名	法務省	公開プロセス開催日			令和元年6月21日	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考欄
		平成30年度 補正後予算額	令和元年度 当初予算額	選定基準					
0027	保護観察の 実施	11,405	11,731	ア	<p>矯正施設被収容者の釈放後の生活環境を調整し、その円滑な社会復帰に資するとともに、仮釈放者等の保護観察対象者が実社会の中で改善更生できるように、国の責任において指導監督及び補導援護による保護観察を行うもの。また、保護観察対象者や更生緊急保護の対象となる者に対し保護等が必要な場合の応急の救護等及び更生緊急保護や、恩赦の上申等を実施するもの。</p> <p>なお、家庭裁判所で保護観察に付された少年、少年院からの仮退院を許された者、刑事施設からの仮釈放を許された者、裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された者等に対する保護観察等が実施されている。</p>	<p>再犯防止が政府全体の喫緊の課題であるところ、保護観察の実施について外部評価を受けることは意義があるため。</p> <p>なお、事業内容が多岐にわたるため、更生保護就労支援事業の在り方を中心に評価願うこととしたい。</p>	<p>・民間事業者に矯正施設入所中からのきめ細かな就労支援を委託する更生保護就労支援事業について、現状では、「就職活動支援」及び「雇用基盤整備」に関する業務を委託しているところ、それぞれの業務の合理化を図ることはできないか。</p> <p>・就労の継続を目的として、支援対象者及び支援対象者を雇用している事業者に対するフォローアップを実施すべきではないか。</p> <p>・現在、全国18庁で実施しているところ、保護観察における就労支援に地域間格差があってはならず、全国一律で実施すべきではないか。あるいは、近年の保護観察事件数の減少や無職の保護観察対象者数の推移を踏まえた実施庁とすべきではないか。</p>		

(注1) 公開プロセス開催日が確定していない府省にあっては、「〇月△日頃」等の大まかな記載で差し支えない。

(注2) 事業番号欄には、平成30年度行政事業レビューにおける事業番号を記載する。

(注3) 対象事業は事業単位で対象とすることとし、事業の一部のみを対象としないこと(なお、特に議論する必要のある箇所については、論点において整理すること。)

(注4) 選定基準欄は、「行政事業レビュー実施要領」の第2部3(1)①のア～オのいずれに該当するかについて記載する。

○「行政事業レビュー実施要領」(抄)

第2部3(1)①

- ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
- イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの
- ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの
- エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数可)
- オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

(注5) 対象候補事業のうち、ロジックモデルを作成し、EBPMの視点で検証することとした事業は、備考欄に「EBPM」と記載する。

(文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省は少なくとも1事業についてロジックモデルを作成)

令和元年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

(単位:百万円)

府省名	法務省	公開プロセス開催日			令和元年6月21日			
事業番号	事業名	平成30年度 補正後予算額	令和元年度 当初予算額	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考欄
0055	訟務事件の適正処理	993	961	オ	<p>法務省、法務局及び地方法務局において、パソコン、プリンタ、データベース等の合理化機器や法律文献等を整備するなど執務環境を整え、執務資料を作成するなどして、大型化・複雑困難化している国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から適正かつ効率的な主張立証活動を行う。また、第一審の訴訟手続については、2年以内に終局させることを目標としている裁判の迅速化に関する法律の趣旨を踏まえ、迅速な処理を目指す。</p>	<p>本事業は、迅速な裁判の実現という国民の要求に応えつつ、国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理を図るため、限られた経費及び人員を十二分に活用する観点から、事務合理化機器等の積極的利用や訟務担当者向けの研修、事件打合せ会を実施するなどし、地方裁判所において言い渡された第一審判決のうち、審理期間が2年以内であったものの率が8割を超える高水準の維持に寄与している。しかしながら、訟務事務の適正な遂行のため、各要求事項についてその必要性等をより一層精査するとともに、各種契約の締結に当たっては、競争性のある調達方式により事業者を選定するなどして、更なるコスト削減に努めることが必要。</p>	<p>多種・多様な訴訟事件を適正かつ迅速に処理するために所要の旅費及び庁費を確保する必要があり、かつ、その予測については、提訴状況や裁判所からの訴訟指揮、他動的要因が多くあり改善の余地は少ないものの、一者応札が継続しているシステム関係の調達等について更なるコスト削減方策はないか。</p>	

(注1) 公開プロセス開催日が確定していない府省にあっては、「〇月△日頃」等の大まかな記載で差し支えない。

(注2) 事業番号欄には、平成30年度行政事業レビューにおける事業番号を記載する。

(注3) 対象事業は事業単位で対象とすることとし、事業の一部のみを対象としないこと(なお、特に議論する必要のある箇所については、論点において整理すること。)

(注4) 選定基準欄は、「行政事業レビュー実施要領」の第2部3(1)①のア～オのいずれに該当するかについて記載する。

○「行政事業レビュー実施要領」(抄)

第2部3(1)①

ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数可)

オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

(注5) 対象候補事業のうち、ロジックモデルを作成し、EBPMの視点で検証することとした事業は、備考欄に「EBPM」と記載する。

(文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省は少なくとも1事業についてロジックモデルを作成)

令和元年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

(単位:百万円)

府省名	法務省	公開プロセス開催日			令和元年6月21日			
事業番号	事業名	平成30年度 補正後予算額	令和元年度 当初予算額	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考欄
0067	開発途上国 に対する法 制度整備支 援の推進	176	180	オ	相手国の要請やその実情に 応じて、民商事法分野の基本 法令等の起草支援、法の執行 機関の強化を含む法制度の 運用支援、法曹実務家等の人 材育成支援等の法制度整備 支援事業を行う。その手段と して、本邦での各種研修及び相 手国との間の共同研究の実 施、相手国での現地セミナー の実施、専門家の派遣などを 行う。	事業の手法は、支援対象国の ニーズを把握し、現地での法令 の整備状況及び運用状況等を 調査した上で、支援対象国の自 主性を尊重しつつ、現地への専 門家派遣、日本国内での各種 研修や現地セミナーの実施等 を中心に行っているものである が、平成28年度公開プロセスか ら2年が経過し、当時の評価結 果を踏まえ適切に改善できてい るか、フォローアップを行う必要 がある。	○ 平成28年度公開プロセスのフォ ローアップについて 外部有識者からの以下の所見に 対して、その後の取組等を踏まえ、 適切に改善されているかフォロー アップを行う。 1 成果目標の適正な設定をした上 で、具体的な評価方法を策定する 必要がある。 2 オールジャパン体制にもかかわ らず、組織の中核機能が不明確な ので、組織体制を明確にして効果 的に進めていく必要がある。	

(注1)公開プロセス開催日が確定していない府省にあっては、「〇月△日頃」等の大まかな記載で差し支えない。

(注2)事業番号欄には、平成30年度行政事業レビューにおける事業番号を記載する。

(注3)対象事業は事業単位で対象とすることとし、事業の一部のみを対象としないこと(なお、特に議論する必要のある箇所については、論点において整理すること)。

(注4)選定基準欄は、「行政事業レビュー実施要領」の第2部3(1)①のア～オのいずれに該当するかについて記載する。

○「行政事業レビュー実施要領」(抄)

第2部3(1)①

- ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
- イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの
- ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの
- エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数可)
- オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

(注5)対象候補事業のうち、ロジックモデルを作成し、EBPMの視点で検証することとした事業は、備考欄に「EBPM」と記載する。

(文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省は少なくとも1事業についてロジックモデルを作成)

令和元年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

(単位:百万円)

府省名	法務省	公開プロセス開催日			令和元年6月21日			
事業番号	事業名	平成30年度 補正後予算額	令和元年度 当初予算額	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考欄
0070	刑事情報連携データベースの運営	416	365	オ	<p>検察庁, 矯正施設, 保護観察所等がそれぞれ保有する対象者の情報のうち相互利用に適する情報を共有して一元的に管理し, 処遇の充実, 施策の効果検証, 再犯要因等の調査研究等への活用を可能とするための刑事情報連携データベースを構築・運用する。</p>	<p>刑事情報連携データベースシステムは, 平成29年12月から運用を行っているものであるところ, 同月に閣議決定された再犯防止推進計画においては, 本システムの効果的な運用が求められており, 本システムが, より一層, 処遇の充実, 施策の効果検証, 再犯要因等の調査研究等に資するものとなるよう, その機能の向上を図っていく必要がある。</p> <p>その一方で, 本システムは, 検察・矯正・保護の3つのシステムと連携することで初めてその機能を発揮することができるシステムであるため, システム設計等が複雑であり, 現状では, 保守等に係る運用経費の低減が困難であるとともに, 上記のような機能向上を図るためのシステムの改修(例えば, 各システム間での共有の対象となるデータ項目の追加等)に係る運用経費についても低減は困難な状況にある。</p> <p>そこで, 次期機器更改(2年間のリース延長により令和4年度中を見込む)に向けて, 運用経費の削減を図りつつ, 上記のとおり本システムの機能を向上させることができるようにするため, その整備・運用の在り方について検討する必要がある。</p>	<p>○本システムの運用経費の削減のため, 次期機器更改時にどのような改修(機器構成の見直し等)を行うことが適切か。</p> <p>○本システムの機能向上のため, 今後どのようなデータ項目を各システム間での共有の対象とすることが適切か。</p>	

(注1) 公開プロセス開催日が確定していない府省にあっては、「〇月△日頃」等の大まかな記載で差し支えない。

(注2) 事業番号欄には、平成30年度行政事業レビューにおける事業番号を記載する。

(注3) 対象事業は事業単位で対象とすることとし、事業の一部のみを対象としないこと(なお、特に議論する必要のある箇所については、論点において整理すること。)

(注4) 選定基準欄は、「行政事業レビュー実施要領」の第2部3(1)①のア～オのいずれに該当するかについて記載する。

○「行政事業レビュー実施要領」(抄)

第2部3(1)①

- ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
- イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの
- ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの
- エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数可)
- オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

(注5) 対象候補事業のうち、ロジックモデルを作成し、EBPMの視点で検証することとした事業は、備考欄に「EBPM」と記載する。

(文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省は少なくとも1事業についてロジックモデルを作成)